

議事要旨

■開催日時：令和4年2月18日（金）13：00－15：00

■開催場所：旧庁舎4階第3会議室

■参加委員：森信茂樹座長、小池藍副座長、

池上健委員、大谷省吾委員、桶田大介委員、小津稚加子委員、山内真理委員

（前半部分の議論）

- 価格評価のみを行う場合であっても、真贋評価は必ず必要で、個々の判断によって学術上の評価を加味するケースも存在する。
- 取引事例比較法を採用するにしても、オークションは価格が上振れやすく、逆に公立館が購入する場合は、価格交渉してから購入するので下振れやすく、価格の幅が出やすい。個々の事例は特殊なので、大量のデータ蓄積が必要ではないか。
- 価格には、売買価格などの動的な価格もあれば、資産評価額などの静的な価格もあり、どちらを念頭に置くか。精通者意見価格の場合も、精通者がどちらを念頭に置いているかでばらつきが出るのでは。
- 価格の考え方について、何を基準において考えるのかを整理していこう、というのがこの議論の趣旨であって、新たな制度である以上、基準は運用を進める中で適正化されていくべきで、最初から完全な制度設計を志向し、完全な制度でなければ実施すべきでないとするのは適切な考え方ではない。
- 財産債務調書は、年末の時価評価額を記入するケースは少なく、取得価格で済ます実態も多い。
- 日本税理士協同組合連合会が、株式会社美研鑑定と連携して、美術品鑑定サービスを提供している。また、地域の税理士会が地元の鑑定機関と連携しているケースもあり、実態把握が必要では。
- 売買件数が増えて、アート市場が活性化するためには、ここで挙げられている機能は必要だろう。文化的価値と市場価値が切り分けて示されることが重要。まずやってみて、改善していくのでは。
- 市場は価格のボラティリティが存在することが前提で、参加者が共通認識を持つことが重要。
- 不動産鑑定評価の場合、実際には売買しない土地にも価格を付ける。住宅地・工業地・商業地など用途によって分類しており、こうした考え方は参考にできるかもしれない。
- 何を目的にした価格かを考えることが重要。今回の目的はアート市場活性化であり、まずは動的な価格を念頭に置くとして、他方で課税資産評価を切り離すことは望ましくないので、双方のチューニングを考えていく必要がある。

（後半部分の議論）

- 日本の鑑定評価制度が、戦後なぜ作られなかったのか。作ろうと思えば、未上場株式のようにいくらでも設計できるはずだが、保有資産割合や流通量の少なさや、評価のむつかしさから作られなかったのでは。
- 時価ではなく、路線価のような誰もが使える統一的な基準価格として考えるのでは。不動産の場合も同様であるが、信頼できる価格、というコンセンサスを形成できることが重要。
- 時価の概念について、統一基準を作るのは難しいが、とりあえず作って変えていくでは。日本の他のシステムからか、あるいは海外の最新の事例を持ってくるということも考えられるが、その場合は売却時価か。
- 鑑定価格の実績が増えていったときに備えて、経年変化を把握できるメルクマールが必要では。
- 土地鑑定については、鑑定業務の不正に対してペナルティがあり、鑑定業者がすべて正しい行動をとるという前提を置かないほうが良い。
- 企業価値算定の場合、専門家が共通認識を持っていて、一定のフォーミュラがあることが重要。人材育成の観

点からも、方法論のガイドラインとなる専門書があるとよいのでは。

○公益法人のみを対象とするのでは、認定対象機関の候補が少なくなるのではないか。

○鑑定事業自体は、公益事業というより営利事業と思われるので、「公益法人」といのは、鑑定以外で公益事業を行っていると思われる。

○売るときに価格と、残すための価格が異なってもいいという前提が置けるとよい。

○精通者価格の透明性を高めることは重要だが、それゆえに現に機能している実態もあり、あるべき姿との乖離とそれに向かっていく場合の影響は議論していくべき。

○70年以上にわたってなにもされなかった領域に、新たな制度を設けるといのが、今回の議論の要諦と考える。必要と主張し、実態を鑑みて実施できる者に委任してみて、制度を観察してみるというアプローチをとりながら、とにかく前に進めて走りながら考えるべき。必要性や妥当性のない制度はそもそも用いられない。

○市場活性化の観点から、価格の妥当性をどう判断するかが悩ましい。

○実際に評価額算定を行っている画商の方などの意見を聞いた方がよい。

○評価と鑑定の機能は違うので、どちらに軸足を置くかが重要。

○アート市場活性化のための鑑定制度という基本を置きつつ、将来的に相続税評価にも使えるなどの税制インセンティブを付けていくという進め方が、実態を作っていく観点から望ましい。

○客観性のある指標や数値を使うという点については、企業価値を測定する手法も参考になるのでは。

(以 上)